

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興
及び

平成 30 年度の重点施策に関する要望

平成 29 年 11 月

熊 本 市

平成 28 年熊本地震から 1 年 7 ヶ月が経過しましたが、本市においては、いまだ 1 万世帯以上が仮設住宅で生活を送っている状況です。

国におかれましては、発災当初から、被災者の生活支援をはじめ、激甚災害の早期指定、予備費の使用や補正予算編成等、迅速なご対応と適切な財政措置を講じていただくとともに、先月は、応急仮設住宅の供与期間を延長していただくなど、被災地の実情を踏まえたご対応をいただき、深く感謝申し上げます。

本市は、昨年 10 月、「熊本市震災復興計画」を策定し、市民・地域・行政が総力をあげて早期の復旧・復興を目指し、新しい熊本市の実現に向けた歩みを進めております。

また、今年度を、熊本地震からの復旧・復興をさらに加速し、震災を乗り越えて「新しい熊本市」の創造に向けた一步を踏み出す「復興元年」と位置づけ、今なお不自由な生活を余儀なくされている被災者の方々の生活再建を第一に、復興を下支えする地域経済の活性化、さらには防災・減災のまちづくりなど、本市の将来を見据えた取組を進めることとしております。

また、これらの復興へ向けた取組の中で、子育て家庭が安心して子どもを健やかに産み育てることができ、未来を担う子どもたちがいきいきと学び、将来の夢に向かいまっすぐに進んでいけるような環境の整備に取り組んでおります。

しかしながら、復旧・復興を着実に進めていくためには、中長期的な財政支援をはじめとした多大なる国の支援が不可欠です。

国におかれましては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成 29 年 11 月

熊 本 市 長 大 西 一 史
熊本市議会議長 澤 田 昌 作

目 次

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

<u>内閣府関係</u>	P4
○被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等	
○罹災証明書発行に係る住家被害認定調査の簡素化等	
○統一的な被災者支援システムの導入 (併せて、総務省にも要望)	
○避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援 (併せて、文部科学省、国土交通省にも要望)	
<u>文部科学省関係</u>	P12
○児童生徒の心のケアに対する財政支援	
○熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続 (併せて、国土交通省にも要望)	
○文化財(未指定を含む)の復旧に対する財政支援 (併せて、総務省にも要望)	
<u>厚生労働省関係</u>	P18
○被災した妊産婦・乳幼児の心のケアに対する財政支援の継続	
<u>経済産業省関係</u>	P22
○中小企業等の復旧・復興に対する支援の継続等	
<u>国土交通省関係</u>	P24
○宅地復旧に必要な支援の継続 (併せて、総務省にも要望)	
○被災マンションの建替えに必要な支援の継続	
○災害公営住宅の建設に必要な支援の継続	
○建築物耐震化促進事業に対する財政支援の継続	

平成 30 年度の重点施策に関する要望

<u>文部科学省関係</u>	P32
○学校における ICT 環境整備に対する財政支援	
○外国語指導助手 (ALT) の配置に対する財政措置の充実	
<u>厚生労働省関係</u>	P38
○「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与	
○子どもの医療費負担の軽減に向けた措置	
○待機児童対策への支援	
○子どもの貧困対策の推進に対する支援	
<u>国土交通省関係</u>	P48
○道路・街路事業の実施に必要な予算の確保	
○桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要な予算の確保	

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に関する要望

内閣府

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、観測史上初となる 2 回の震度 7 の地震や過去に例を見ない余震の継続により、多数の住宅被害が発生するとともに、宅地にも甚大な被害が生じております。

しかしながら、現行の被災者生活再建支援制度では、半壊(解体世帯を除く)や一部損壊の住家被害及び宅地被害に関しては復旧に相当の費用を要するものの、支援の対象外となっており、迅速な住宅再建の大きな障害となっている状況です。

また、低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」がありますが、その償還について、償還期間最終年度で未回収の分は被災自治体が負担せざるを得ない実情があります。

つきましては、迅速な被災者の生活再建とそのための被災自治体の財政負担軽減のため、次のとおり要望いたします。

- 一、被災者生活再建支援制度の恒久的な制度改正として、
 - ・半壊世帯も 50 万円の基礎支援金支給対象としていただきたい。
 - ・一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・住宅を建設・購入した場合等の加算金支給とは別に、宅地の復旧加算金（100 万円）を創設していただきたい。

- 一、災害援護資金貸付制度における国からの貸付金の償還について、借受人の困窮状態等に応じて、減免や償還期間の延長を行う等、貸付金の回収状況を考慮して対応していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
被災者生活再建支援金の支給対象	<ul style="list-style-type: none">・半壊世帯は一部支給対象・一部損壊世帯は対象外・宅地被害は対象外	<ul style="list-style-type: none">・半壊世帯まで 50 万円支給・一部損壊への支給・宅地被害世帯に 100 万円支給
貸付金の国への償還	<ul style="list-style-type: none">・国の貸付金の償還期間 11 年・借受人の困窮による減免規定なし	<ul style="list-style-type: none">・償還期間の延長措置・減免規定の追加

【被災者生活再建支援制度：支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)		合計 ① + ②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃貸	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸	50万円	100万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃貸	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃貸	37.5万円	75万円

【災害援護資金貸付制度：貸付実績及び過去の貸付の償還状況】

●平成28年熊本地震の貸付実績（平成29年9月30日現在）

申請件数：591件

決定件数：557件（審査中3件）

決定金額：935,564千円

※貸付は平成29年9月末で受付終了

●過去の災害における貸付・償還状況（平成29年9月30日現在）

	貸付数	貸付金額	未償還金額				未償還率
			未償還数	元金	利子	合計	
熊本市	735件	504,960千円	159件	82,639千円	9,492千円	92,131千円	16.37%

罹災証明書発行に係る住家被害認定調査の簡素化等

【内閣府】

住家被害認定調査については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により詳細な調査方法が定められており、その指針に沿って調査を実施してきましたが、専門的な資格や経験のない職員にとっては多大な負担となり、多くの調査時間、調査人員が必要となりました。被災者支援の迅速化に結びつけるためには、指針のさらなる簡素化が必要です。

また、調査の判定結果に不服のある方に対して実施する2次調査や再調査においては、申請者の納得を得るためにも専門知識を持つ建築士等が同行し、説明を行うことが必要不可欠ですが、被災自治体が躊躇なく迅速に住家被害認定調査を進めていくためには、本調査に係る必要経費への財政支援を制度化することが必要です。

つきましては、今後の災害対応において、被災者の生活再建に必要不可欠である罹災証明書の迅速な発行のため、その前段である住家被害認定調査について、次のとおり要望いたします。

一、住家被害認定調査が簡素化されるよう指針の見直しを行っていただきたい。

一、住家被害認定調査を迅速に行うために必要となる各種経費について、恒久的な財政支援を制度化していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
被害認定調査方法	内閣府指針に基づく詳細な調査	調査方法の簡素化
調査に対する財政措置	なし (平成28年度は特別交付税措置)	財政支援の制度化

【住家被害認定調査の概要】

●調査実施件数（平成 29 年 10 月 31 日現在）

一次調査	二次調査	再調査
134,562 件	37,834 件	2,646 件

●罹災証明書交付件数（平成 29 年 10 月 31 日現在）

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
5,757 件	8,949 件	38,754 件	81,092 件

【住家被害認定調査に要した主な経費（平成 28 年度）】

項目	金額(千円)	内容
委託料	43,329	建築士等への調査委託等
使用料及び賃借料	18,664	移動に要するレンタカー代等
燃料光熱水費	3,927	ガソリン代
一般需用費	3,648	各種消耗品（下げ振り、デジカメ等）

統一的な被災者支援システムの導入

【内閣府・総務省】

平成 28 年熊本地震のように、多数の住宅被害が発生する大規模災害時には、効率的な被災者支援を行うために住家被害認定調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用する総合的なシステムが必要不可欠です。

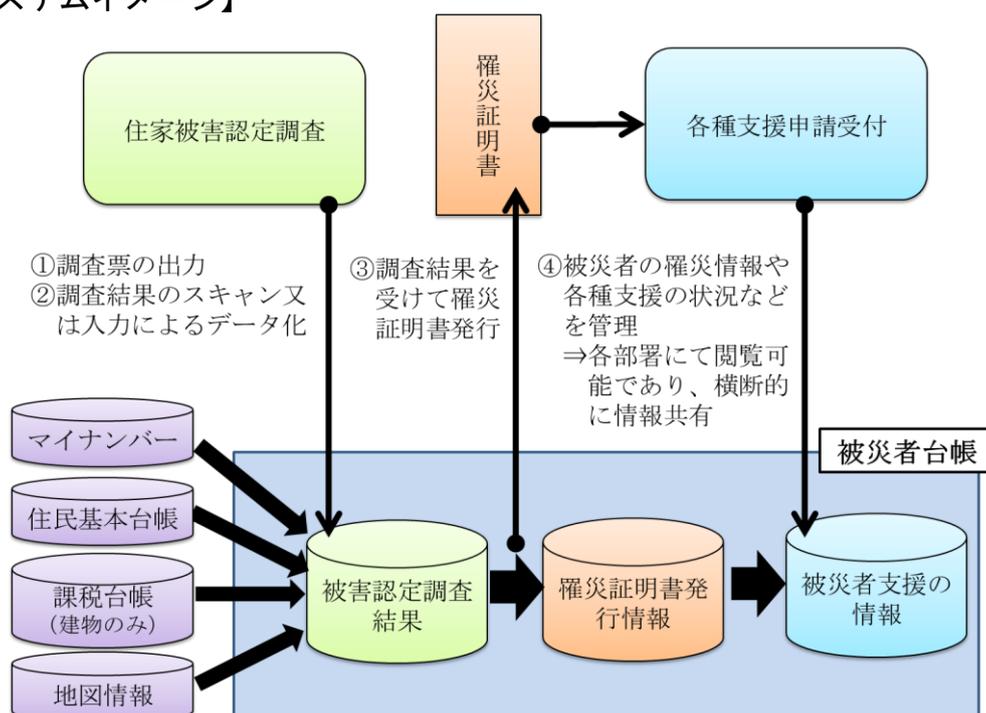
しかしながら、自治体単独でシステムを導入・維持することは財政面から困難であるとともに、広域的災害時に各自治体間で被害認定調査等の公平性を確保するためには、統一的な対応が必要となります。

また、全国統一的なシステムであれば、他都市からの応援職員も効率的に災害対応を行えるという大きな効果があります。

つきましては、今後の大規模災害発生時における被災自治体の迅速な支援活動及び被災者の早期の生活再建を図るため、次のとおり要望いたします。

一、国において、マイナンバーを活用する全国統一的な被災者支援システムを導入していただきたい。

【システムイメージ】



避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援

【内閣府・文部科学省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、相次いだ激しい余震により、家屋の倒壊等で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で 11 万人に上りました。

また、家族に高齢者や妊産婦、乳幼児等の要配慮者がいるために指定避難所での生活を避ける「車中泊避難」が多く発生しました。

加えて、一部の避難所では、被災により避難所機能を果たせず、指定避難所以外の多くの公共施設等も避難所として開設しました。

今回のような大規模災害時に避難所（指定外も含む）が十分な機能を発揮するためには、施設の耐震性能をさらに向上させるとともに、トイレのバリアフリー化等、避難所環境を整備することが必要です。

つきましては、避難所が、高齢者や乳幼児等といった要配慮者も含め、安全に安心して避難できる場所として更なる機能充実が図られるよう、次のとおり要望いたします。

一、避難所施設（指定外も含む）の非構造部材の耐震化や環境整備（トイレのバリアフリー化やマンホールトイレの設置等）について、既存制度の補助率嵩上げや補助制度創設等、財政支援を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	想定している主な施設	現行制度	要望内容
避難所施設の非構造部材の耐震化	・スポーツ施設（指定） ・公設公民館（指定） ・コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし ※1、※2	・補助制度創設（内閣府）
避難所施設の環境整備（トイレのバリアフリー化等）	・小学校（指定） ・中学校（指定）	学校施設環境改善交付金（補助率1/3）	・予算確保 ・補助率嵩上げ
	・スポーツ施設（指定） ・公設公民館（指定） ・コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし ※1	・補助制度創設（内閣府）
避難所施設の環境整備（マンホールトイレの設置）	・小学校（指定） ・中学校（指定）	社会資本総合整備交付金（補助率1/2）	・予算確保

※1：一部は緊急防災減災事業債の対象

※2：一部の特定天井の耐震化については、社会資本総合整備交付金の対象

＜コミュニティセンター＞

本市では、地域づくりの活動拠点として市内に 73 箇所設置している。

熊本地震では、28 箇所にて延べ 13,000 人を超える避難者を受け入れた。

文部科学省

児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震後、これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を 7 回行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。また、今年度 6 月の調査では、減少傾向にあったカウンセリングが必要な児童生徒数、新たにカウンセリングが必要となった児童生徒数が、ともに増加に転じております。このように、地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

現在、震災に伴い全額国庫補助で実施しているスクールカウンセラーの派遣事業については、被災児童生徒の心のケアのために非常に有効な手段であると実感しております。一方で、過去、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあることを鑑みると、今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

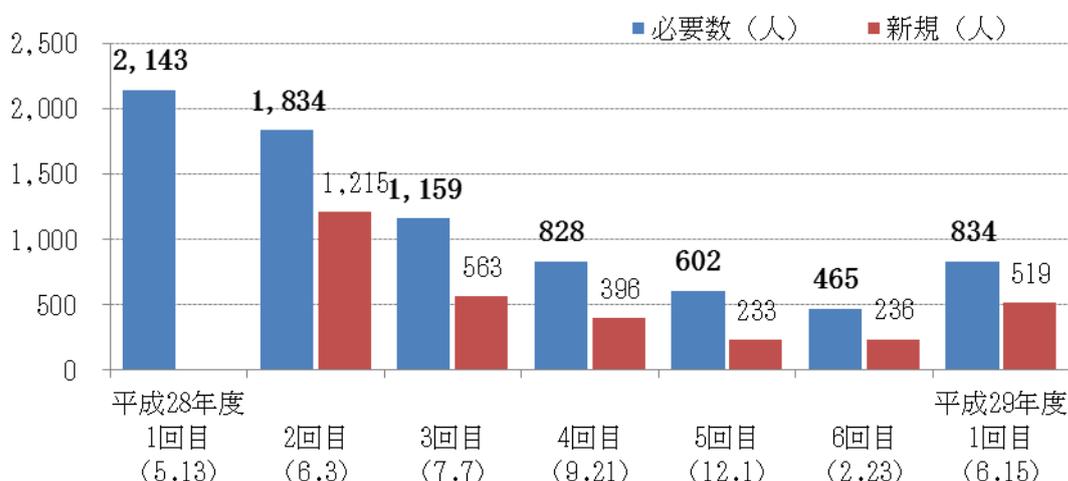
つきましては、次のとおり要望いたします。

一、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援を継続していただきたい。

【平成 28 年熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果】

対象：熊本市立小中学校の全児童生徒 平成 28 年度：61,039 人

平成 29 年度：60,321 人



【総事業費】

2億円程度

〈平成 28 年度〉

- ・ 緊急派遣スクールカウンセラー分（他都市派遣分） 約 92,600 千円
- ・ 本市スクールカウンセラー分（震災対応分） 約 8,800 千円

〈平成 29 年度〉

- ・ 震災対応分（約 4,400 時間/年） 約 24,000 千円

〈平成 30 年度～平成 32 年度〉

- ・ 震災対応分（約 4,400 時間/年）
- 約 24,000 千円×3 ヶ年 = 約 72,000 千円

熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続

【文部科学省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震により、熊本城は過去に類を見ない甚大な被害を受け、その復旧には、現時点で概ね 20 年の復旧期間と約 634 億円の復旧費用を要することが見込まれるとともに、高い専門知識と技術、人員を要します。

そのような中、国におかれては熊本城の復旧に対して特段の財政措置をいただくとともに、熊本城の復旧方針等の策定や復旧事業の検討に係る人的・技術的支援についても特段のご支援を賜り御礼申し上げます。

しかしながら、長い復旧期間と多大な費用を要する熊本城の復旧・復興には、国の特段の支援継続が不可欠です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、熊本城の復旧・復興に向けて、現行の特段の財政支援の継続と必要な予算を確保していただくとともに、人的・技術的支援についても特段の支援を継続していただきたい。

【熊本城の被害額】

(平成 28 年 9 月 14 日公表時点)

区分	被害額
石垣	約 425 億円
重要文化財建造物	約 72 億円
再建・復元建造物＋その他公園施設	約 137 億円
総額	約 634 億円

(注 1) その他関連施設として旧細川刑部邸 (約 5 億円)

(注 2) 現時点での概算値。今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い、変更がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省・総務省】

平成28年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧には相当の期間と多額の経費を要します。

しかしながら、国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はありますが、文化財所有者の負担もあり、また、国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援は一部あるものの、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となり、文化財の復旧が進まない可能性があります。

つきましては、これらの文化財を確実に守り、将来にわたって継承していくため、次のとおり要望いたします。

- 一、国指定文化財等の災害復旧に向け、継続的に財政支援を講じていただくとともに、助成制度を拡充していただきたい。
- 一、県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての助成制度を創設していただきたい。
- 一、指定文化財の災害復旧に要した負担額（民間所有者への市補助金を含む）に対して、確実な特別交付税措置を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定：70～85%補助 ・国登録：設計費のみ70～85%補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・国指定：70～85% ⇒支援の継続 ・国登録：設計費70～85% ⇒支援の継続＋補助対象の拡大（設計費＋工事費）
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市指定文化財：補助制度なし ・未指定文化財：補助制度なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に対する国庫補助制度の創設
指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置： （地方負担額×0.8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別交付税措置（地方負担額×0.8）の確実な実施

厚生労働省

被災した妊産婦・乳幼児の心のケアに対する財政支援の継続

【厚生労働省】

平成 28 年熊本地震では、2 回の震度 7 の地震や過去に例を見ない余震の継続により、被災者には強い心理的影響がありました。特に災害弱者である妊産婦・乳幼児については、心理的ストレスの緩和が大きな課題となっています。

本市では、昨年度、定額補助事業（補助率 10/10）として創設していただいた「被災した妊産婦・乳幼児の相談支援等の母子保健事業」を活用し、平成 28 年 5 月から乳幼児を対象とした子どもの心のケアに取り組んでおります。しかしながら、幼児健診等で実施している「子どものこころのケアアンケート」調査結果によると、今なお多くの幼児やその保護者が心理的ストレスを抱えている状況であり、今後も心のケアを継続的に実施し、精神的な安定を図っていく必要があります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、被災した妊産婦及び乳幼児等への心身の健康等に関する相談支援体制の確保のために、全額国庫補助による財政支援を継続していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行	要望内容
被災した妊産婦・乳幼児の相談等母子保健支援事業への継続的な財政支援	補助率：10/10	補助率：10/10 ⇒支援の継続

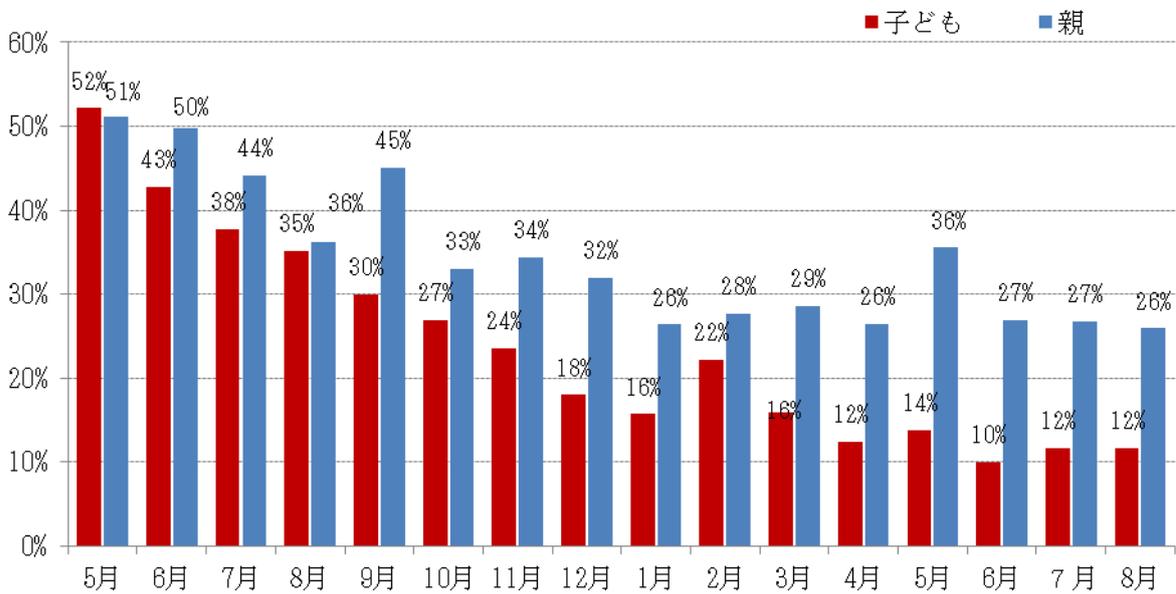
【総事業費】

- 平成 28 年度 相談支援体制の確保等 3,300 千円
- 平成 29 年度 相談支援体制の確保等 10,480 千円
- 平成 30 年度 相談支援体制の確保等 10,480 千円

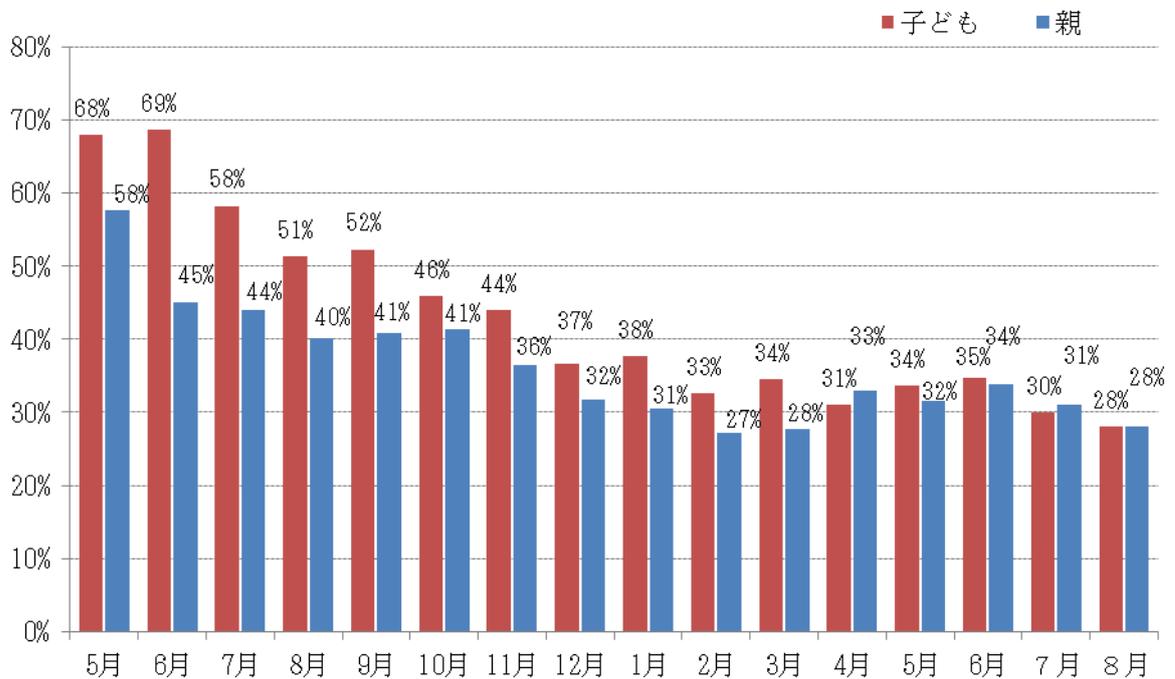
【熊本地震による心理的陽性症状の割合（幼児健診時調査結果）】

※心理的陽性症状：食欲がない・特定の場所を怖がるなど精神的不安症状

●1歳6か月児健診時（平成28年5月～平成29年8月）



●3歳児健診時（平成28年5月～平成29年8月）



経済産業省

中小企業等の復旧・復興に対する支援の継続等

【経済産業省】

平成 28 年熊本地震では、被災により多くの企業が休業を余儀なくされ、本市の主力産業である農水産業、観光産業のみならず、製造業、商業、サービス業等においても甚大な被害が生じました。

商工業の設備、建物等の復旧・復興には、グループ補助金及び小規模事業者持続化補助金（地震対応型）が非常に効果的ですが、復旧工事の増加等により工事業者が決まらず、補助申請に辿り着かない事業者も数多い現状があり、支援の継続が必要です。

また、大きな被害を受けたものの、企業規模によってグループ補助金の対象外となっている大企業等も存在しております。

つきましては、本市経済の力強い復旧・復興のため、次のとおり要望いたします。

一、グループ補助金について、次年度以降も継続していただくとともに、大企業への対象拡大を実施していただきたい。

一、小規模事業者持続化補助金（地震対応型）について、今後も継続していただきたい。

【グループ補助金の申請・交付決定状況（熊本県全体 平成 29 年 10 月 31 日現在）】

助成金予算額（国・県合計額） 1,474.5 億円

補助金交付決定額 734.4 億円（決定率：49.8%）

区分	補助金申請 予定者数	補助金 申請者数	補助金交付 決定者数	補助金 未申請者数
事業者数	5,103 (100.0%)	3,937 (77.1%)	3,058 (59.9%)	1,168 (22.9%)

【本市商工業の被害額：1,720 億円（推計）】

内訳：製造業 869 億円、卸・小売業 829 億円、宿泊業 22 億円

※グループ補助金対象外の製造業（大企業）の被害額 約 100 億円（推計）

【小規模事業者持続化補助金（地震対応型）の申請・交付決定状況】

平成 28 年度	申請件数	採択件数	採択率
申請事業者数 ※重複申請除く	2,213	1,309	59.2%

国土交通省

宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省・総務省】

平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生しており、本市における被害件数は約 7,200 件となっております。

このような中、平成 29 年度当初予算では、宅地耐震化推進事業の補助対象要件の緩和や補助率の嵩上げを行っていただいているところですが、平成 30 年度以降も、事業を推進し、被災者の一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、宅地復旧が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、宅地耐震化推進事業において、引き続き、

- ・事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。
- ・地方負担の軽減を継続していただきたい。

【擁壁崩壊被害】



【液状化被害】



被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により多くのマンションが被災しましたが、全壊・大規模半壊などの被害の程度が大きいものについては、費用等の面から住民間の合意形成が進まず、いまだ建替えに着手できていない状況です。

このことから、本市では、国の補助事業である優良建築物等整備事業を活用した支援を通じて、住民間の合意形成を図り、建替えを促進したいと考えています。

優良建築物等整備事業については、既に国よりご支援をいただいているところですが、平成 30 年度以降についても、被災者の住まいの確保が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、優良建築物等整備事業について、

- ・引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。
- ・熊本地震に関連して実施される事業に関する補助率の優遇措置の申請期限を、1 年間延長していただきたい。

【建替えを予定若しくは検討しているマンション】

罹災判定	建替え予定	建替えを検討中
全壊	1団地5棟→1棟に集約して建替え予定	6団地6棟
大規模半壊	—	2団地3棟

【優良建築物等整備事業における現行の措置と要望内容】

	現行		要望内容
	補助率	申請期限	
熊本地震に関連して実施される事業	補助率を1/3から2/5に読み替える	平成30年3月31日まで	申請期限を平成31年3月31日まで延長

災害公営住宅の建設に必要な支援の継続

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、多大な住宅被害が発生し、本市における応急仮設住宅等の提供戸数は約 12,000 戸となっており、平成 28 年 10 月の意向調査に基づき、現在 150 戸の災害公営住宅の建設に向けて計画を進めております。

このような中、平成 28 年度分の災害公営住宅建設については、国より既にご支援をいただいているところですが、平成 29 年 7 月から実施している再意向調査の結果を踏まえ、城南地域において追加整備を検討しているところです。今後、早急に計画を具体化し、一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、被災者の住まいの確保が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、災害公営住宅整備事業について、引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【災害公営住宅の整備予定】

場所	戸数	事業費	備考
城南地域	20戸程度	約 5.1億円	平成28年12月補正予算計上済 ※追加整備を検討中
西・南区	80戸程度	約 14.6億円	平成28年12月補正予算計上済
中央区	20戸程度	約 4.8億円	平成29年2月補正予算計上済
東区	30戸程度	-	整備場所検討中
計	150戸程度	約 24.5億円	事業費は東区を除く

建築物耐震化促進事業に対する財政支援の継続

(住宅・建築物安全ストック形成事業)

【国土交通省】

本市では、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、安全で安心なまちづくりを目指すことを目的として、これまで建築物の耐震化を推進してきたところです。

平成 28 年熊本地震を受け、被災された住宅の耐震性の不安から耐震診断の申込みが急増しました。平成 29 年度においては、戸建木造住宅の耐震診断、補強計画・設計及び耐震改修工事の耐震化事業について、既に国庫補助の配分をいただいているところですが、平成 30 年度以降も引き続きその取組を推進し、被災者の一日も早い生活再建につなげる必要があります。

つきましては、本事業の円滑な推進が図られるように、次のとおり要望いたします。

一、建築物耐震化促進事業について、引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【建築物耐震化促進事業の推移】

		震災前		震災後		
		対象：旧耐震基準			対象：新旧耐震基準	
		平成20～27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
耐震診断	一般診断（平成25年度～）					
	件数	421件	510件	約710件	約650件	
	所要額	-	約0.16億円	約0.37億円	約0.36億円	
	精密診断（平成20年度～）					
耐震改修事業	件数	155件	6件	-	-	
	所要額	-	約0.003億円	-	-	
耐震改修事業	補強計画・設計（平成25年度～）					
	件数	97件	67件	約272件	約200件	
	所要額	-	約0.03億円	約0.19億円	約0.14億円	
	耐震改修（平成21年度～）					
耐震改修事業	件数	119件	41件	約174件	約170件	
	所要額	-	約0.11億円	約0.24億円	約0.23億円	

※平成 32 年度までに、旧耐震基準の耐震化率 95%を目指す。

平成 30 年度の重点施策に関する要望

文部科学省

学校における ICT 環境整備に対する財政支援

【文部科学省】

本市では、新学習指導要領を踏まえ、子どもたちの「生きる力」を育むための学習の基盤となる情報活用能力の向上のための主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の実現や、プログラミング教育の導入に向けて、ICT 環境の整備を推進することとしております。

しかしながら、電子黒板等の大型提示装置や児童生徒が学習で使う情報端末等、ICT 環境整備には多額の経費が見込まれております。

また、ICT 環境整備が進むことでタブレット等情報端末の数が膨大になり、これらを管理する MDM（Mobile Device Management）の導入、充電保管庫の設置等、通信環境の整備も必要となります。

さらには、全ての学校で情報機器を活用した授業を実施するため、授業における機器・ソフトウェアの設定、操作、説明等を行う ICT 支援員の配置拡充も必要となります。

これまで、「教育の IT 化に向けた環境整備 4 か年計画（平成 26～29）」において、電子黒板、教育用コンピュータ、実物投影機、無線 LAN や ICT 支援員等を所要額として地方交付税措置がなされておりましたが、今年度が最終年度となっております。

つきましては、今後求められる ICT 環境整備については、特に義務教育における教育機会均等の観点から、新たな教育格差や過剰な地方負担とならないよう、次のとおり要望いたします。

- 一、今後、学校における ICT 環境整備推進に向け、財政支援を継続していただきたい。
- 一、今後、ICT 環境整備を推進する上で必要となる、教育用コンピュータを管理するシステム、保管するための備品等についても財政支援を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行	要望内容
ICT環境整備推進に向けた継続的な財政支援	<p>■地方交付税措置（1校当たり）</p> <p>小学校 540万円（18学級）</p> <p>中学校 552万円（15学級）</p> <p>※平成29年度の単位費用積算基礎から試算した標準的な所要額（単年度）</p>	継続的な財政支援
教育用コンピュータ管理システムや保管するための備品等に対する財政支援	なし	財政支援の拡充

【本市が目標とする ICT 環境整備の必要台数及び必要経費（単年度）】

	設置の考え方等	必要台数	必要経費
大型提示装置	普通・特別教室へ常設（クラスに1台）	2,800台	約2億円
実物投影機	普通・特別教室へ常設（クラスに1台）	2,800台	約0.6億円
児童生徒用コンピュータ	3クラスに1クラス分を基本 （必要な時に1人1台）	22,000台	約8億円
教員用コンピュータ	授業担任に1台を基本		
LTE通信費	通信環境の確保		
充電保管庫	児童生徒用コンピュータに付随して活用	900台	約2億円
ICT支援員の配置	市内で20名	—	約0.9億円
計			約13.5億円

外国語指導助手（ALT）の配置に対する財政措置の充実

【文部科学省】

グローバル化に対応した新たな英語教育の在り方を実現するための体制整備が求められる中、平成 32 年度の新学習指導要領全面実施に伴い、小学 3・4 年生には新たな「活動型」の英語教育が 35 時間、小学 5・6 年生に対しても 35 時間の英語の授業時数が増加となります。

本市では、国に先駆け、平成 30 年度から全小学校で新学習指導要領を実施することとしておりますが、英語の授業時数の増加に対応し、学習指導内容の高度化を図るためには、授業で活用する ALT の割合を「平成 28 年度英語教育実施状況調査」で示された全国平均並みに増員する必要があります。

ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、民間事業者の活用を検討しております。

さらに、新学習指導要領が全面実施されれば、小学校における授業時数の増加、小・中・高等学校における指導内容の拡充強化及び高度化に対応するため、各自治体が ALT の拡充に取り組むことが予想され、人材確保の観点からも、JET プログラム以外の ALT の活用が必要と考えております。

JET プログラムによる ALT については、国からの交付税による財政措置がなされていますが、民間事業者の活用や直接雇用によって ALT を配置している自治体に対しての財政支援は行われておりません。

今後拡大が見込まれる ALT の配置への財政支援が JET プログラムのみに適用される現状では、自治体の負担が大きくなり、求められる英語教育の充実に向けた取組の支障となります。

つきましては、グローバル化に対応した英語教育の充実のため、次のとおり要望いたします。

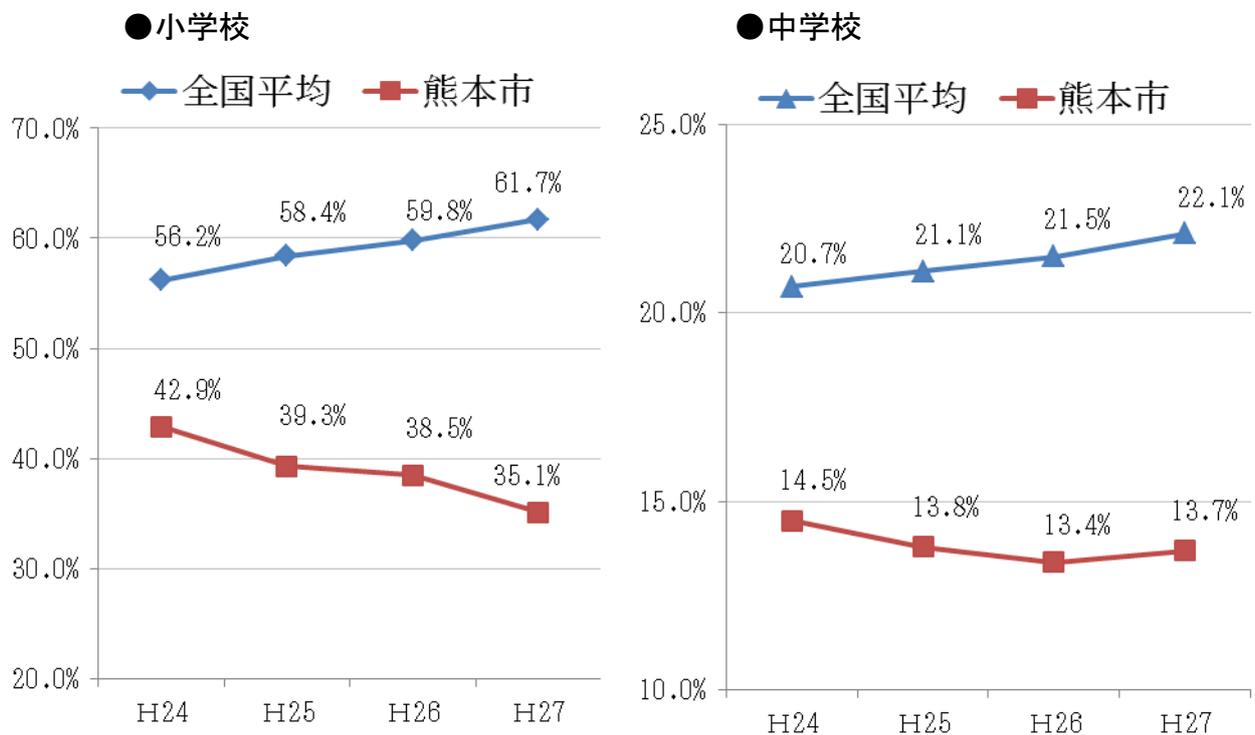
一、JET プログラム以外の民間事業者の活用や直接雇用による外国語指導助手（ALT）についても、財政支援を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行	要望内容
JETプログラム以外の外国語指導助手(ALT)に対する財政支援	なし	民間事業者の活用や直接雇用による外国語指導助手(ALT)に対する財政支援

【小学校・中学校における ALT 等の活用授業時数の割合】

(ALT 等活用授業時数 / 外国語総授業時数 で算定)



厚生労働省

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与

【厚生労働省】

本市には、民間病院が運営する「こうのとりのゆりかご」が平成19年度に設置されて以来、平成28年度までの10年間に全国から130人の子ども（うち熊本県内10人）が預けられております。また、同病院には妊娠に関する悩み相談が全国から平成28年度だけでも6,565件（うち熊本県内224件）寄せられており、特に、直近の3年間は著しく増加しております。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数は、望まない妊娠/計画していない妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示しております。

また、「こうのとりのゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものですが、「こうのとりのゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ等の課題は解消されておられません。

さらに、昨年度に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されました。この改正法の趣旨を踏まえると、「こうのとりのゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもの出自を知る権利が損なわれること等の懸念があります。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要があります。

熊本県及び本市において、開設当初から専門家による検証を行い、これまで4度にわたり報告を行っております。この中で、「こうのとりのゆりかご」が参考としたドイツの「ベビー・クラッペ」の状況について、『①ドイツの審議会が、「ベビー・クラッペ」は「嬰兒（えいじ）

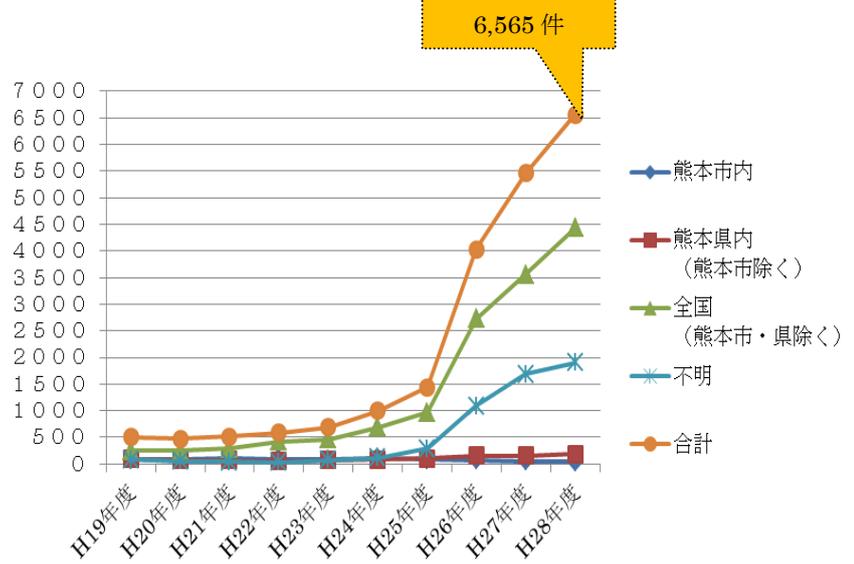
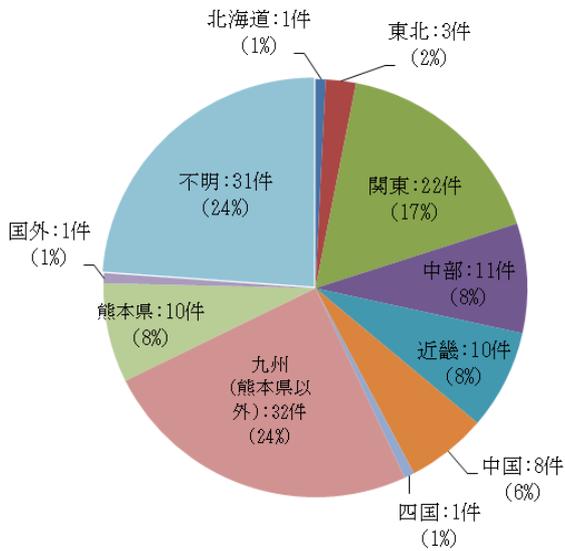
殺し」の回避には繋がらないと結論付け、制度の廃止を勧告したこと、また、これを受ける形で、②「内密出産法」（合法的な「内密出産制度」の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする。）が2014年5月に施行されたこと、③ドイツによる評価として、内密出産制度導入後、「ベビー・クラッペ」等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産（孤立出産）が減少したことも本法律のもたらした効果である』と言及しており、新たな法の整備を含め、あるべき制度の姿を検討していく必要があります。

国におかれては、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなど、妊娠や出産に悩む人々への支援を推進されているところですが、「こうのとりのゆりかご」が開設されて10年が経った現在もなお抱え続けているこうした様々な課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備が必要であることから、次のとおり要望いたします。

- 一、国において、この10年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 一、望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、ドイツで導入された内密出産制度等について規定する法整備について検討していただきたい。
- 一、全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の電話相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

【このとりのゆりかごを運営する民間病院の状況（平成19～28年度）】

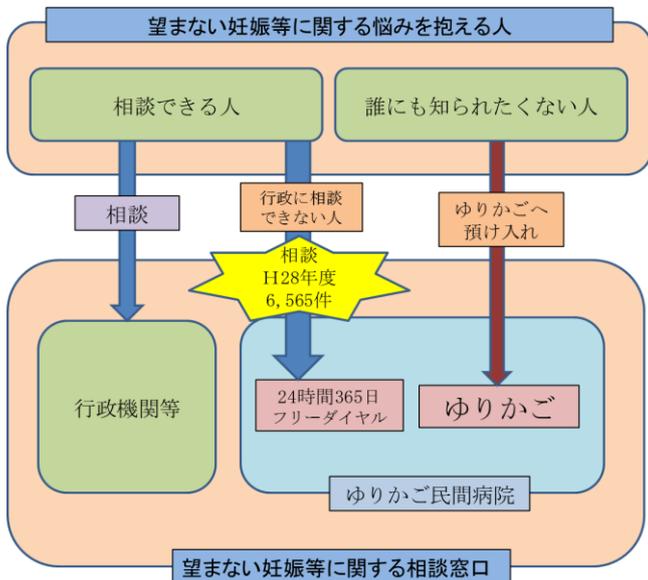
●預け入れ130件の父母等の居住地 ●妊娠に関する相談件数（居住地別）



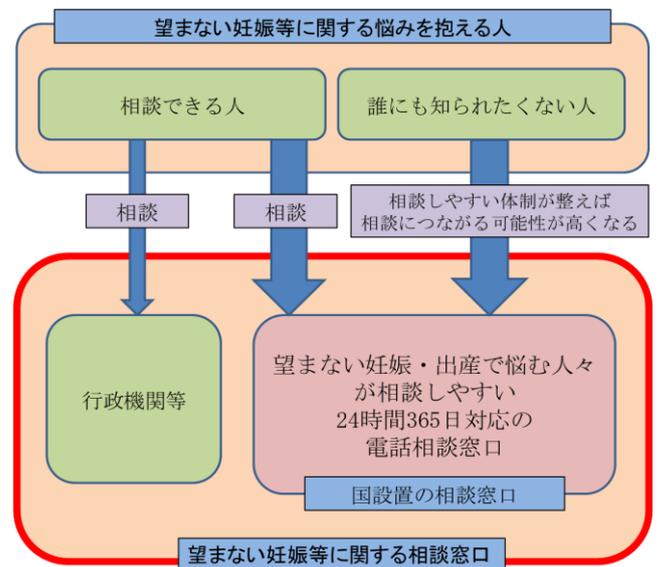
※当該民間病院へは全国から預け入れ・相談が多数ある。また、厚生労働省から自治体への要請（平成23年7月27日付通知「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」）後も預け入れの件数は増え続けている。

【妊娠に関する相談窓口体制の整備】

●現在の相談体制



●国による相談窓口設置後の体制



※妊娠に関する悩みを誰にも知られたいくない人は、身近な相談窓口を避けたいという思いがあるため、国による相談窓口の設置は、このような人にとって匿名性の担保が高くなり、誰にも知られたいくない人を相談につなげる効果が期待できる。

また、24時間365日の対応を行うことで、誰でも相談しやすい体制作りが可能となる。

子どもの医療費負担の軽減に向けた措置

【厚生労働省】

わが国の将来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題です。

このような中、地方自治体においては、子育て世帯の負担軽減を図るため、単独で子どもの医療費助成を行っておりますが、全国的に自治体によって助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じております。

また、本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、対象年齢の引き上げ等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出において苦慮しているところです。

つきましては、子どもを安心して産み育てられる社会の実現に向け、子どもの医療費負担の軽減は重要であることから、早急に次のとおり措置されるよう要望いたします。

- 一、子育て家庭が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律の子どもの医療費の負担軽減に向けた方策を講じていただきたい。

【子ども医療費助成制度他都市比較（政令市 20 市）（平成 29 年 4 月 現在）】

	対象年齢		所得制限	自己負担	道府県補助率					
	入院	通院								
新潟市	高校修了	小学修了	無	有	対象外					
名古屋市	中学修了	中学修了	無	無	1/2					
さいたま市					対象外					
京都市				1/2						
堺市				1/4						
千葉市				対象外						
静岡市				1/2						
浜松市				有 ※1						
大阪市				有 ※2						
神戸市				小学修了	無	有	1/4			
福岡市							対象外			
北九州市							1/4			
岡山市							対象外			
相模原市							1歳以上有	無		
川崎市								有		
横浜市							無			
仙台市							小学3年	有	有	1/2
広島市										1/2
札幌市							就学前	有	有	1/2
熊本市				小学3年	小学3年	無	1/3 ※3			

※1…中学校就学以降

※2…小学校就学以降

※3…補助対象に要件あり

待機児童対策への支援

【厚生労働省】

本市の待機児童対策については、「保育の受け皿の確保」、「保育の担い手の確保」、「保育入所業務の改善」を3つの柱として重点的に取り組み、平成28年及び平成29年4月現在の待機児童数は、2年連続「ゼロ」を達成し、潜在的な待機児童といわれる保留児童数も、前年同期公表値450人から373人（▲77人）へ減少したところです。

今後も、保育ニーズが増加する中、認定こども園への移行や既存保育施設の定員転換等による「受け皿の確保」、保育士就職研修会の開催や子育て支援員の養成等による「担い手の確保」、各区役所に配置した利用者支援員による「保育入所業務の改善」などを引き続き実施することで、待機児童及び保留児童の解消を図りたいと考えております。

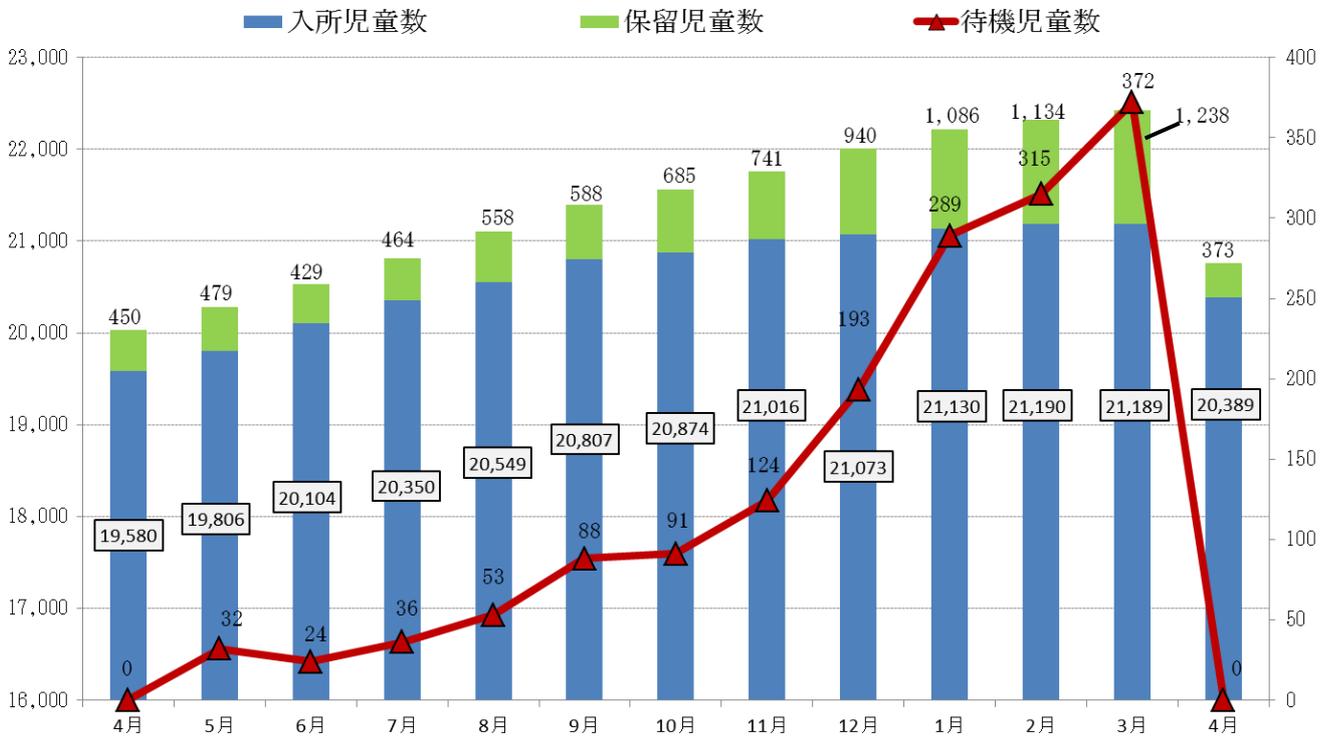
しかしながら、保育施設の定員増に伴う保育士の求人倍率が上昇していることや、短期間で離職する保育士が多いことなど、「担い手の確保」が特に困難な状況となっております。

つきましては、担い手確保や人材の定着などに必要な保育士の労働環境の改善に向けた支援について、次のとおり要望いたします。

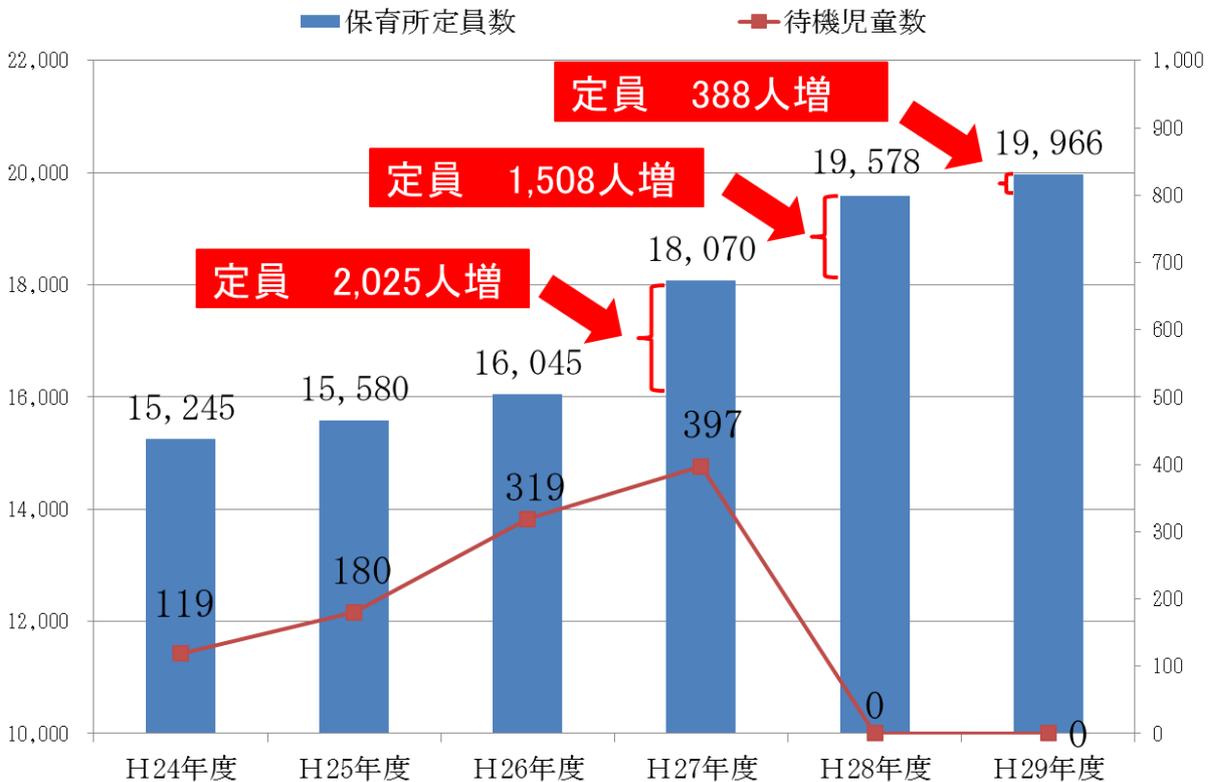
一、保育士の人材確保に対する補助事業（保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金）の補助率（1/2）を嵩上げ（2/3）していただきたい。

一、保育士の処遇改善については、技能と経験に応じた追加的な処遇改善が導入されているところですが、職場への定着に向け、経験年数に関わらず処遇改善されるよう財政支援を拡充していただきたい。

【本市の保留児童・待機児童の推移（平成 28 年 4 月～平成 29 年 4 月）（単位：人）】



【本市の保育所定員数の推移（※各年 4 月 1 日時点）（単位：人）】



子どもの貧困対策の推進に対する支援

【厚生労働省】

本市においては、子どもの人口が減少傾向にあるにも関わらず、就学援助の認定者数は増加傾向にあり、児童扶養手当の受給者も 2.6% とここ数年は高い割合で推移しております。

また、本年実施した「子どもの生活等実態調査」によると、特にひとり親の母子世帯において経済的な課題が顕著であるなどの厳しい状況が明らかとなってきたところです。

さらには、食費等の生活費を切り詰めたり、子どもの学習などに対する支出が困難な状況にあるなど、経済的支援の更なる拡充の必要性や、子どもの学習支援を含めた子どもの居場所づくり等を求める声も寄せられております。

このような中、本市においては、生活保護受給世帯の中学 2～3 年生を対象とした学習支援事業を実施しており、受講者の直近の 3 年間における高校進学率は 100% となっております。

この事業は、学習面だけではなく、交流会などの社会体験や居場所の提供といった面に対しても、生徒・保護者ともに高く評価をしていただいたところです。

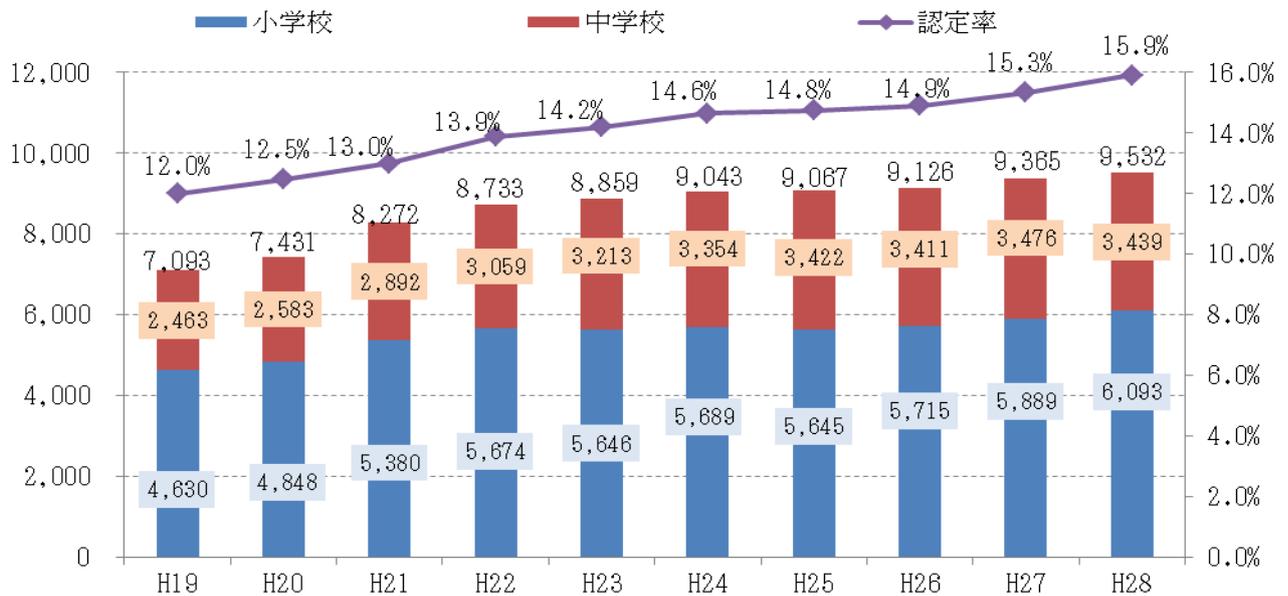
しかしながら、本事業は任意事業であるため、補助率が 1/2 という厳しい財政事情もあり、事業の対象者を生活保護世帯に限定し、会場も各区 1 ヶ所しか設置できないなど、事業の量的・質的な拡充に苦慮しております。

つきましては、未来を担う子ども達の夢と希望を叶えるため、自治体が地域の実情に応じて実施する子どもの貧困対策事業について、自治体の裁量度が高く柔軟な対応が可能となるよう、次のとおり要望いたします。

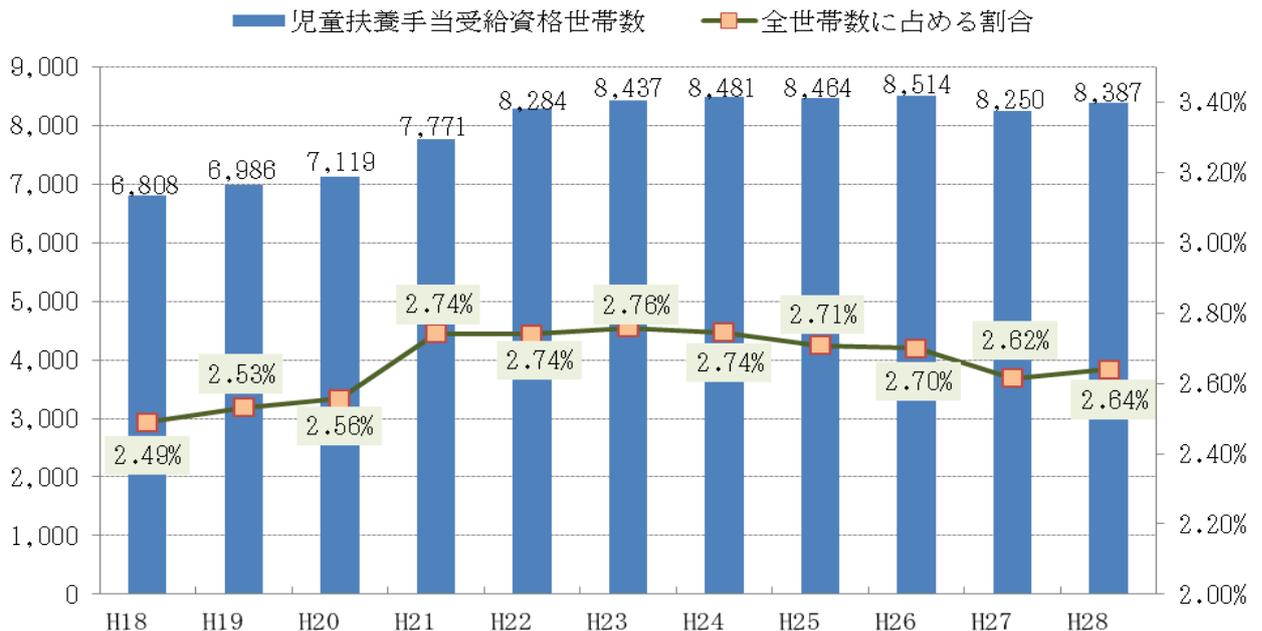
一、子どもの学習支援事業への継続的な財政支援及び補助率の嵩上げ（現行：1/2→要望：2/3）をしていただきたい。

一、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについては、子どもが参加しやすく真に必要な支援に繋がるように、食事の提供などの対象外経費への柔軟な対応をしていただきたい。

【本市における就学援助認定者数・認定率の推移】



【本市における児童扶養手当受給資格世帯数の推移】



【本市における学習支援事業の実績】

	中2	中3	参加者合計	中3のうち 高校進学者数	進学率	備考
平成24年度 (10月～)	-	21	21	21	100%	中3のみ対象
平成25年度	19	29	48	27	93%	中3のうち2名は 受験せず
平成26年度	16	41	57	41	100%	
平成27年度	18	22	40	22	100%	
平成28年度	10	18	28	18	100%	

国土交通省

道路・街路事業の実施に必要な予算の確保

【国土交通省】

本市では、震災により地域産業が甚大な被害を受け、一日も早い回復が求められる中、新たな熊本の経済成長をけん引するプロジェクトとして、熊本駅関連事業を復興計画に位置付け取り組んでいるところです。

熊本駅周辺においては、民間投資による開発が進められるとともに、2019年には本市でラグビーワールドカップやハンドボール女子世界選手権も予定されており、連続立体交差事業とあわせたストック効果の早期発現及び陸の玄関口としての来熊者受入れのために計画的な事業推進が必要です。

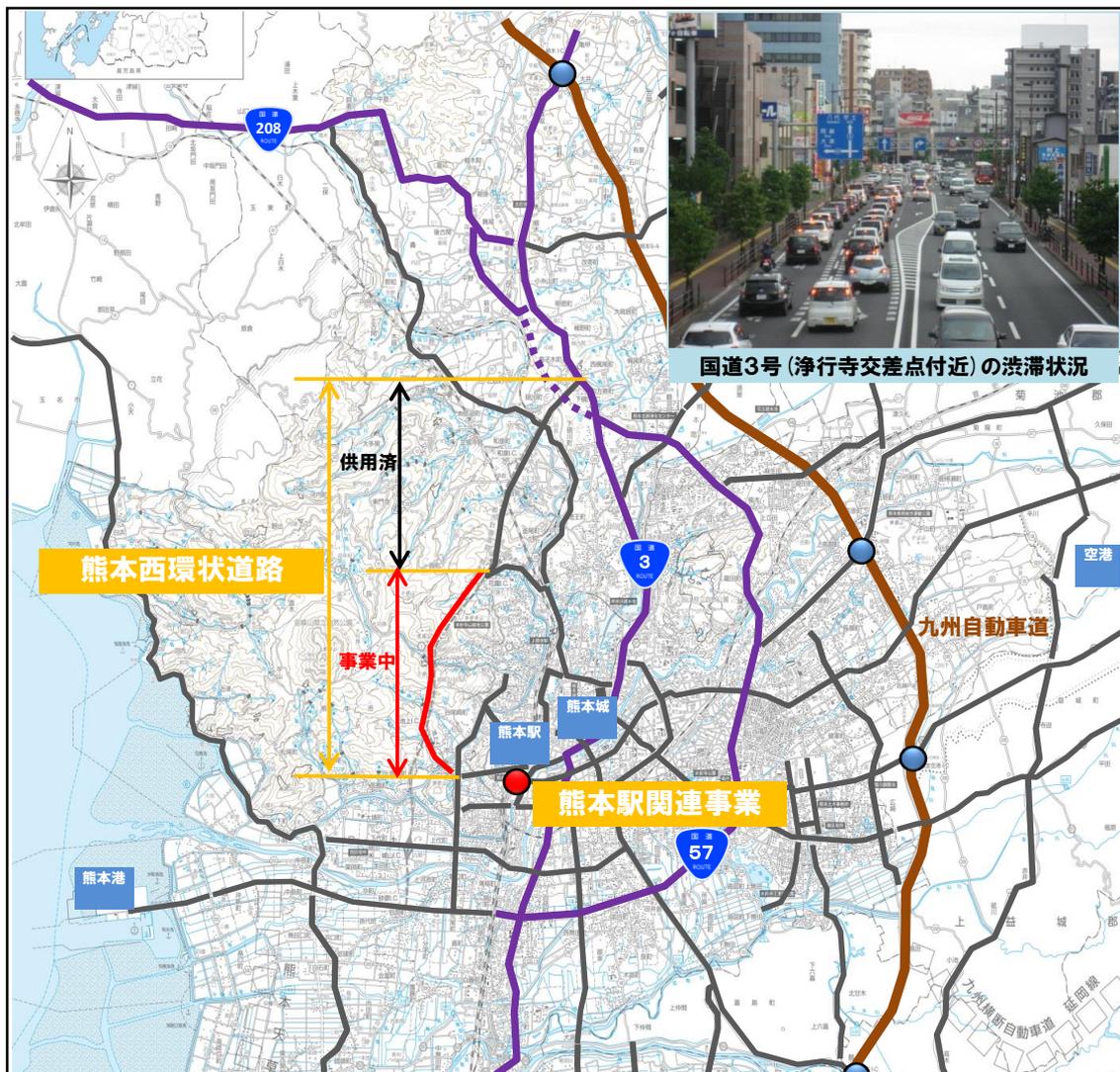
また、熊本都市圏の渋滞緩和や都市の活力向上、災害発生時のリダンダンシー確保を図る上で極めて重要な、熊本西環状道路の整備も進めています。

震災からの復旧・復興の加速化及び国土強靱化の推進を図るために、橋梁の耐震化や長寿命化なども重要な事業です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

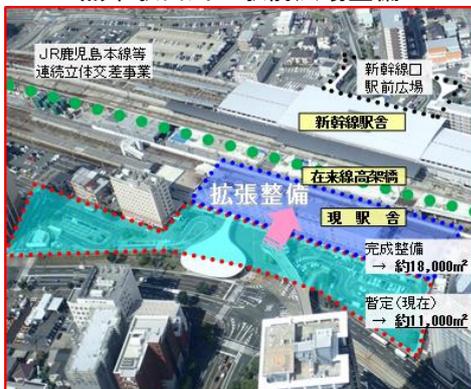
- 一、平成30年度の道路・街路事業実施に必要な当初予算（社会資本整備総合交付金・防災安全交付金）について、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【熊本西環状道路と熊本駅関連事業の位置図】

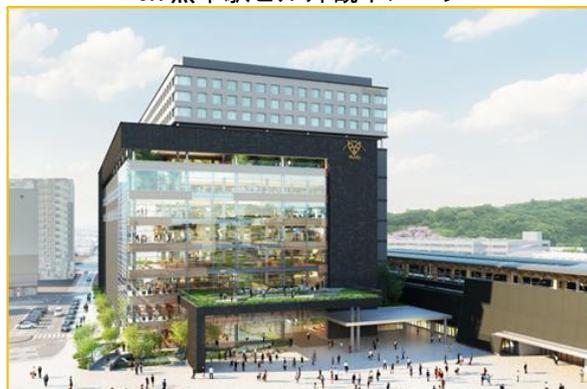


【熊本駅関連事業】

熊本駅白川口駅前広場整備



JR 熊本駅ビル外観イメージ



桜町地区第一種市街地再開発事業等に必要な予算の確保

【国土交通省】

桜町・花畑周辺地区の再整備は、高度な都市機能が集積する中心市街地において、官民が一体となって取り組んでいる重要な事業です。

平成 28 年熊本地震を受け、再開発施設においては、避難者や帰宅困難者等の支援拠点として機能するよう、水道・電気等のインフラの多重化や食料の備蓄機能などを設けるとともに、今後は、周辺施設やシンボルプロムナード等をはじめ、地区全体を連携させ、防災機能を向上させることとしています。

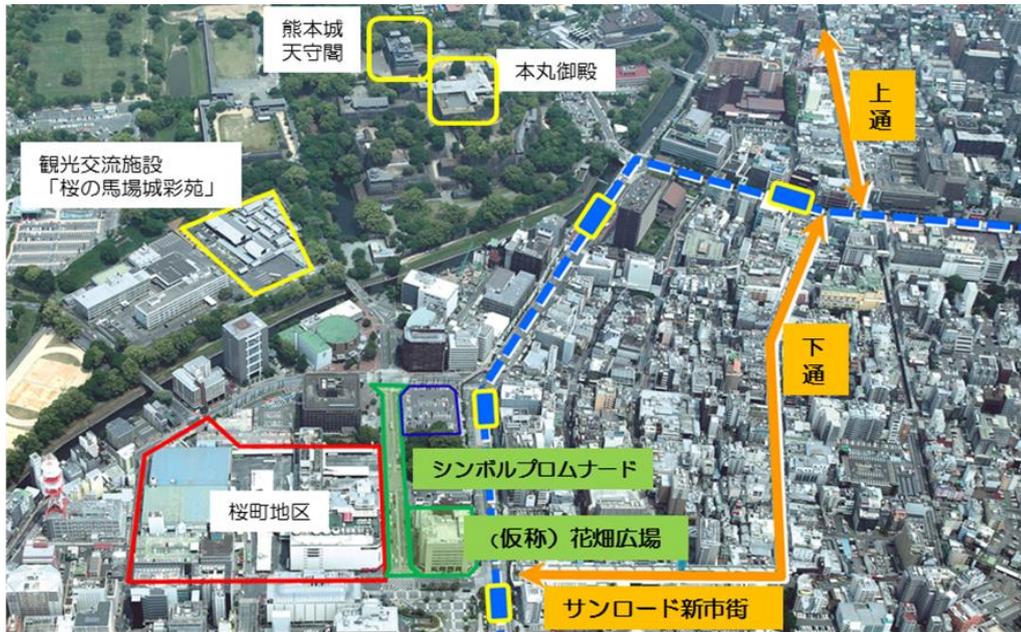
さらに、熊本地震では、本市の地域産業の多くが甚大な被害を受けたことから、本事業を、地域経済を長期にわたり下支えする重要な事業として、熊本市震災復興計画の重点プロジェクトのひとつに位置付け、推進しているところです。

特に、熊本城ホールを含む桜町地区市街地再開発事業は、平成 31 年夏までに施設を完成することとしており、来年度（平成 30 年度）が事業の成否に直結する重要な年となります。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、熊本城ホールの整備を含む桜町地区第一種市街地再開発事業並びに広場やシンボルプロムナードなどのオープンスペースの整備について、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【桜町地区市街地再開発事業等】



桜町地区市街地再開発事業・熊本城ホール



シンボルプロムナード等のオープンスペース



